

## 令和7年度第5回山口市農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和7年8月12日(火) 午前9時30分～午前10時10分
- 2 場所 山口森林ふれあいセンター 会議室
- 3 出席者 (1)出席委員(農業委員19名中17名)  
荒瀬 澄枝、伊藤 良一、井上 浩一郎、上田 正士、小野 悟、  
小野 基之、片山 濶之、賀屋 忠之、徳田 文雄、中川 恵美子、  
中野 克俊、西村 健、藤原 敏郎、八木 学、安田 敏男、  
安野 正純、吉武 和子  
  
(2)欠席委員(2名)  
恒富 竹司、長尾 誠大  
(3)事務局  
森野局長・松永副参事・多田主幹・田中主査  
  
(4)会議傍聴人
- 4 会議 (1)議事録署名委員指名  
  
(2)議案審議  
  
(3)その他連絡事項

## 会長

皆様、おはようございます。

これより令和7年度第5回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、19名中、出席 17 名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

徳田 文雄(とくだ ふみお) 委員 及び、

中川 恵美子(なかがわ えみこ) 委員 をお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

## 事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第1号、鑄銭司、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は14アールとなります。

議案第2号、秋穂東、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は5アールとなります。

議案第3号、嘉川、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は2アールとなります。

議案第4号、江崎、有償移転です。  
申請人は、宇部市内に居住する者です。  
取得後の経営規模は36アールとなります。

議案第5号、江崎、有償移転です。  
申請人は、市内に居住する者です。  
取得後の経営規模は46アールとなります。

議案第6号、小郡上郷、有償移転です。  
申請人は、市内に居住する者です。  
取得後の経営規模は25アールとなります。

議案第7号、阿知須、有償移転です。  
申請人は、市内に居住する者です。  
取得後の経営規模は45アールとなります。

議案第8号、徳地藤木、有償移転です。  
申請人は、市内に居住する者です。  
取得後の経営規模は95アールとなります。

議案第9号、徳地上村、賃貸借です。  
申請人は、市内に居住する者です。  
許可後の経営規模は303アールとなります。

議案第10号、阿東篠目、無償移転です。  
申請人は、市内に居住する者です。  
取得後の経営規模は166アールとなります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地

区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしくお願いたします。

## 会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いたします。

## A 委員

議案第6号、小郡の土地の売買価格が3条にしては高いようですが、事情があるのでしょうか。譲渡人の要望を受けているようですが。

## 事務局

川西の委員が欠席されていますので、地区協議会の話し合いの結果を代わりにご報告いたします。議案6号につきましては、売買価格が高くなっている理由として、まず申請地が第1種中高層住居専用地域で、割と宅地化が進んでいることが挙げられます。もう1点は、6ページの箇所図で、申請地の上の方が●●●●さんの土地となっており、入るためには申請地を通らなければいけないという、様々な事情があった上で話し合われた結果だと思えます。

## 会長

以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

## 会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、

「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

## 事務局

議案9ページをお開きください。合わせて、参考位置図12ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第11号、糸米一丁目、用途地域内にある第3種農地に、貸資材置場を整備し、貸し出すものです。

また、当該計画については、事業計画変更申請がありますが、後程ご説明いたします。

議案第12号、吉敷赤田二丁目、用途地域内にある第3種農地を、自宅の敷地として利用するものです。

なお、申請地は、令和6年12月から4月にかけて、農地法の許可を得ることなく整備したのですが、中央地区協議会で追認申請を認められ、申請人から今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されています。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、中央地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしく願いいたします。

## 会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が完了したので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

会長

以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第4条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案11ページをお開きください。合わせて、参考位置図14ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第13号、仁保中郷、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

なお、この事案につきましては、隣接地で平成27年1月28日付け農地法第5条の転用許可を受けた時、誤って申請地に太陽光パネルを設置したのですが、北部地区協議会で追認申請を認められ、申請人から今後は農地法を

遵守する旨の始末書が提出されております。

議案第14号、仁保中郷、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、駐車場を整備するものです。

議案第15号、仁保下郷、集団的に存在する第1種農地に、貸駐車場を整備するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、農地法施行規則第33条第4号に規定する、申請地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可の対象となるものです。

議案第16号、糸米一丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第17号、維新公園二丁目、用途地域内にある第3種農地に、駐車場を整備するものです。

議案第18号、黒川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、建売住宅を建築し販売するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時施行といたします。

以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明いたします。

議案第19号、平井、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第20号、平井、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備す

るものです。

議案第21号、矢原、用途地域内にある第3種農地で、事業所用地を拡張し、駐車場を整備するものです。

議案第22号、矢原、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第23号、秋穂東、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、進入路を拡張するものです。

なお、この事案につきましては、令和6年9月に誤って進入路を拡張したのですが、川東地区協議会で追認申請を認められ、申請人から今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

議案第24号、嘉川、公共施設から近距離にある第3種農地に、建売住宅を建築し販売するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第25号、深溝、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、駐車場を整備するものです。

議案第26号、佐山、公共施設から近距離にある第3種農地に、建売住宅を建築し販売するとともに、資材置場を設置するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第27号、佐山、集団的に存在する第1種農地に、自己用住宅を建築するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、農地法施行規則第33条第4号に規定する、申請地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置さ

れるものであり、許可の対象となるものです。

議案第28号、小郡上郷、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、貸駐車場を整備するものです。

また、当該計画については、事業計画変更申請がありますが、後程ご説明いたします。

議案第29号、小郡下郷、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第30号、小郡新町二丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第31号、阿知須、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしく願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

【意見なし】

会長

以上で、農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第15号及び第27号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、ほかの議案については「許可」といたします。

続きまして、事業計画変更に係る議案についての審議を始めます。

事業計画変更に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案21ページをお開きください。合わせて、参考位置図31ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第32号、糸米一丁目、用途地域内にある第3種農地です。申請人は市内に居住する者です。

この事案につきましては、令和7年6月16日付けで貸資材置場を目的とした農地法第4条に基づく許可を受けましたが、転用面積について、土地家屋調査士の土地境界錯誤により、当初より増加したことから、事業計画面積の変更を行うものです。

議案第33号、吉敷赤田二丁目、用途地域内にある第3種農地です。申請人は、市内に本店を有する法人です。

この事案につきましては、令和6年11月20日付けで2区画の宅地分譲地を目的とした、農地法第5条に基づく許可を受けましたが、売買契約にあたり、購入者が1区画を希望したことから、区画割等の土地利用上の計画の変更を行うものです。

議案第34号、小郡上郷、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請人は、市内に居住する者です。

この事案につきましては、昭和49年12月16日付けで居宅を目的とした農地法第5条に基づく許可を受けましたが、職場の人事異動の予定がなくなり、退職後別の場所に家を建築した後、亡くなったため、目的の変更を行うものです。

以上の事業計画変更につきましては、許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められるとともに、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、承認の基準に適合しております。また、中央及び川西地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしく願いいたします。

## 会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

会長

以上で、事業計画変更に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「承認」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました事業計画変更に係る議案については、全て「承認」といたします。

続きまして、農用地利用集積等促進計画の案に対する意見聴取について事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案24ページをお開きください。

議案第35号、農用地利用集積等促進計画の案に対する意見聴取について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計962筆 1,911,098㎡です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、市より農業委員会の意見が求められたものです。よろしく願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積等促進計画の案について、「異議なし」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、農用地利用集積等促進計画の案については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、現況証明についての審議を行います。  
議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案25ページをお開きください。合わせて、参考位置図34ページ以降を御覧ください。

議案第36号から議案第40号について、一括で説明いたします。  
北部地区2件、中央地区2件、川西地区1件の議案です。  
いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。  
全ての議案について、昭和45年10月以降で20年以上経過しているため、本日の会議にお諮りするものです。  
御審議よろしくお願いたします。

会長

それでは、議案審議に入ります。  
只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。  
現況証明を発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、現況証明を発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。  
次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。8月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

会長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見なし】

会長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。  
最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

【意見なし】

会長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和7年度第5回山口市農業委員会総会議事録である。

令和7年8月12日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長            安田 敏男

署名委員        徳田 文雄

署名委員        中川 恵美子

記 録 者        田中 一平